

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和6年11月1日

金曜日

第5298号

## 目次

### 公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

### 告示

○道路の位置の指定 2

### 公告

○二級建築士の免許の取消し

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出

## 規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月1日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

### 富山県公安委員会規則第8号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

富山県告示第425号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和6年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00～ 6.03	77.02	魚津市吉島 782 番 9	魚津市吉島 782 番 9	令和6年 10月3日

公 告

二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許	登録番号	免許の取消しの理由
令和6年10月21日	西 千鶴子	二級建築士	第8387号	死亡

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定によ

り次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年11月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) アルビスルミネス店 富山市中田一丁目 211-15 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社アルビス

3 店舗において小売業を行う者 株式会社アルビス ほか

4 新設の日 令和7年5月27日

5 店舗面積の合計 3,666m<sup>2</sup>

6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物①②西側・北側/132台、建物A東側/50台、建物B東側/50台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物①西側/40台、建物②北西側/10台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物①東側/90m<sup>2</sup>、建物②東側/36m<sup>2</sup>
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物①内東側2箇所/17.43m<sup>3</sup>、建物②内東側/7.63m<sup>3</sup>

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社アルビス/午前8時及び翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場①②③/午前7時30分～翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 駐車場①/7箇所/敷地東側、北側、西側、駐車場②/3箇所/敷地東側、北側、駐車場③/3箇所/敷地南側、東側、北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①/24時間、荷さばき施設②/午前7時～午後10時

8 届出の日 令和6年10月18日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和6年11月1日から令和7年3月3日まで

## 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由